附　則

この告示は、平成二十九年十一月十五日から施行する。

別表

一	ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材	生産する際に副産されるものに限る。）
二	ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材	用いるものに限る。）、石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）
三	ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材	シウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）、カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）、石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）
四	ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材	の網ふるいを全通するものに限る。）、三ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。）
五	ポリアミジン系高分子凝集促進材	されるものにあつては、三ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）、カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）、石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）
六	アルミニウム系無機凝集促進材	焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、三ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）、カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）、石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）
七	鉄系無機凝集促進材	鉄分を百分の十以上含有するものをいう。以下同じ。）、微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずる灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。以下同じ。）、微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、三ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）、カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）、石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）

（新設）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第６７８号

広島市東区牛田東１丁目７番１号

債務者　文岡ツヤコ

1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで

広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４号

徳島県阿南市那賀川町赤池139番地１　コーポメイコー106号室、旧住所徳島県阿南市富岡町滝の下16番地11

債務者　芦刈　雅博

1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　千夏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで

徳島地方裁判所阿南支部

平成２９年（フ）第１４５５号

福岡市博多区吉塚４丁目８番36―811号

債務者　シンクこと　池田　博文

1　決定年月日時　平成29年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　守田　尚弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６９号

福島県伊達郡桑折町大字谷地字石塚33番地の１浅野アパート16号

債務者　松浦　正明

1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久納　京祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで

福島地方裁判所

平成２９年（フ）第５７号

山梨県南都留郡山中湖村山中387番地の５アヴォンリー山中湖Ｄ棟102号

債務者　紺田　健次

1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　光男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで

甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第２５１号

高知市みづき２丁目2901番地

債務者　隅田　安信

1　決定年月日時　平成29年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重松健二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで

高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５４号

高知市本町３丁目６番22号　レジデンスリオ302

債務者　坂口友佳子

1　決定年月日時　平成29年９月29日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高林　藍子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで

高知地方裁判所破産係